

# 名古屋YWCA活動目標

## 名古屋YWCA 2009年度 活動目標

### ＜キリスト教基盤に立ち、共に生きる社会を実現する＞

- ・ 憲法第9条を固くまもり、平和運動をすすめる
- ・ 女性差別に反対し、女性・子どもへの暴力をなくす
- ・ 若い女性の参画を促進し、協働する

## 日本YWCA 3カ年（2007-2009）の方針

### 第29回総会期主題

「平和を実現する人々は幸いである」－マタイによる福音書 5章9節

### 日本YWCAビジョン2015

#### （1）非核・非暴力による平和を構築する

- ・ 平和憲法をまもり、世界に広める
- ・ 市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
- ・ 女性と子どもの権利をまもる
- ・ パレスチナYWCAの活動を支援する

#### （2）若い女性のリーダーシップを養成する

## 2009年度 名古屋キリスト教女子青年会 事業報告

“Yes, We can”

という言葉が世界を駆け抜けた年でした。この言葉の前フレーズに、“We have the power. We have the responsibility”（私たちに力があります。私たちに責任があります。）とありました。この言葉の意味を具体的に表現したのは、2009年8月6日の広島平和の誓いの子ども代表でした。「……けんかやいじめを見過ごさないこと、大好きな絵や音楽や色々な国の言葉で世界の人たちに思いを伝えること。今、私たちに出来ることは、小さな一歩かもしれません。けれども、私たちは決してあきらめません。話し合いで争いを解決する、本当の勇気をもつために、核兵器を放棄する、本当の勇気をもつために、原爆や戦争という『闇』から目を背けることなく、しっかりと、真実を見つめます。」と。

大人の私たちは、子どもよりもっと多く、具体的な課題に対して世論と運動で政治を動かすことの責任を痛感しました。しかし、オバマ大統領は（たとえ彼の本意ではなくとも）ノーベル平和賞授賞式で、戦争を肯定化するようなメッセージを世界に送ってしまいました。話し合いで争いを解決する、本当の勇気をもつために、と誓った子どもたちに、私たちはどう説明すればよいのでしょうか。戦争をしてもよい理由などこの世にはないことを、一国の元首や政治家ではない私たちひとり一人が伝え続けるしかありません。

今年は、名古屋YWCAの内部環境にも大きな変化がありました。新政府による「事業仕分け」ならぬ全ての事業の見直しを迫られる財政的な危機に見舞われた年となりました。それは、世の経済不況がとうとうYWCAビルからのテナントの退去という形で現れたことに因ります。財政の基盤を収益事業からの寄付に頼りすぎていた実態を突きつけられました。

公益法人新法への移行の準備も大詰めに入った年でした。6月の臨時全体集会において、最初の申請は「一般財団法人」への移行として合意を得、理事会で正式決定されました。

概略の事業報告を以下に記します。（詳細な各事業報告は別ページ参照）

### ■公益事業

#### 1. ボランティア事業

新体制となり、早2年が過ぎようとしている。新法下でのボランティア事業部新体制を見据え、その規範となる「会員規則」案を検討しながら、運営委員会とボランティアネットワーク委員会の役割の確認も含め課題の整理に取り組んだ。

#### 2. 女性のための相談・支援事業

10周年を迎え、この機にパンフレット・ホームページを刷新した。カウンセリングは新規のケースは順調であった。講座に関しては具体性のあるものは好評であったが、定員に満たず開催できなかった講座もあり、今後の検討課題となった。

#### 3. 語学・教育事業

帰国子女のための外国語保持教室は、受講者が増え、前年度より1クラス増えた。通常のクラスは経済不況の影響を受け順調とはいえなかった。プライベートレッスンを含め、単発講座を開催し補填したが、今後はこのような地道で柔軟な対応が必要となろう。

#### 4. 日本語教師養成講座

秋入学者15名を含め日本語教師養成講座3コースで合計73名の受講生を得た。「外国人年少者への日本語の教え方」を新しく内容に加え、ボランティア養成講座を3地域で行った。また就労支援のための日本語の教え方のプログラムも作り、実施した。2009年度は就職も非常勤を中心に堅調であったが、学習者数の減少に伴い、今後の困難が予測される。

#### 5. 日本語学校

本科は経済不況の影響が大きく、春・秋とも見込みを下回る学生数となった。別科は、本科に比べて影響はまだ少なく、前年度に近い学生数を確保できた。

### ■ 広報・新聞

チームとしての広報活動は休止した。ホームページ、グッズ販売などは適切な部署及び職員で対応した。

新聞は、隔月発行で順調に企画運営された。

### ■ 管理及び収益事業

冒頭中ほどに言及した要因で、テナントの退去による6階全フロアと7階の約60坪が空室となった。長年に亘った4階の空室は、昨年度末に決定したギャラリー新設に向けて準備段階に入った年であった。

この激動の一年を振り返り、ひとつの教訓を得ました。建物という「形」ある財産を所有した時点から、将来のある時期において、建て直すか、売却するかを選択を迫られるときが必ず訪れるということ。人間は一旦財産を持ってしまうと、その財を失うことを恐れ、その管理・維持に奔走し、いつの間にか人が物によって支配されていくという恐怖を味わった年でした。

聖書の言葉が甦ります。「必要なことはただ一つだけである」「天に宝を積みなさい」そして今年11月のYM/YW合同祈祷集会で、YMCAの次世代を担う若い女性主事が“YMCA is not building, YMCA is people”と最後に閉めたその言葉を今、噛み締めています。

「Yは人なり」とYWCAでもさまざまな機会に言われてきたことです。今、この時代に生きた私たちが、次の世代の人たちに何を残すのかの選択が試されているような気がしません。

(総幹事 近藤真由美)

## 《 理 事 会 》

在籍数	回数	延出席数
9	10	84

・各事業報告を、担当職員から4半期ごとに受け審議した。

・公益法人制度改革に対応

公益認定基準が内閣府から出され、YWCAの現状に照らし合わせると、公益認定はかなり困難であることがわかってきた。臨時全体集会で合意を得、7月23日開催の理事会で「一般財団法人」の認可申請をすることを決定した。この決定に添った「定款」や細則などを整える作業に入り、また愛知県教育委員会との面談を重ね、申請に向けての準備にとりかかった。

・テナント事業の落ち込み

YWCAの財源でもあるテナントの入居状況が悪化している。

(永山峯子)

## 《新法対応・定款・会則改訂合同チーム》

在籍数	回数	延出席数
14	15	134

公益法人改革の新法に対応するプロジェクトとして発足しました。2008年12月の新法施行により、財団法人名古屋YWCAは特例民法法人となり、2013年11月までに公益認定をとるか、一般財団法人を申請するかを選択せねばなりません。そのための検討を重ねて6月26日の臨時全体集会で一般財団法人を申請することを提案し合意を得ました。

その前提に立って定款、会員規則を整えることを実行しつつあります。

特に、会員組織を財団の中に内包するのか、外の組織にするかについて議論し臨時総会に提案し、財団の中にいままでのYWCAの在り方を可能にしていく方向を確認しました。申請に向けて定款・会員規則を日本YWCA、地域YWCA、県教育委員会の情報を参考にしつつ整える作業を続けています。

(中村紀子)

## 《 人 事 部 》

在籍数	回数	延出席数
6	10	51

・職員との面談のうえ、次年度の職務分担を決め了解を得ました。

・2009年1月から産休・育休を取っている職員の補充をしない。その職員の仕事については、現職員で分担して働いてもらうことの了解を得ました。

・財政悪化により、人件費の見直しを検討しました。

(人事部代行 永山峯子)